

みたか社協だより、ゆりかご及びゆりかご mini 広告掲載基準

平成16年4月1日

- 1 この基準は、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の発行する広報紙「みたか社協だより」、「ゆりかご」及び「ゆりかご mini」（以下「社協だより等」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 社協だより等への広告掲載を希望する団体又は法人は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 株式会社、有限会社、合資会社等営利を目的に営業している団体又は法人
  - (2) その他本会が適当と認めた団体又は法人
- 3 社協だより等に掲載する広告は、市民から疑問や苦情等が起こらない内容のものとする。
- 4 社協だより等に掲載する広告掲載は、次の寸法を1コマとする。
  - (1) みたか社協だより 縦4cm×横8cm
  - (2) ゆりかご 縦14.85cm×横21cm
  - (3) ゆりかご mini ①縦14.85cm×横21cm ②縦7.4cm×横10.5cm
- 5 社協だより等に掲載する広告の掲載場所は、本会と依頼事業者等とが協議して決めるものとする。
- 6 社協だより等に広告を掲載することを希望する団体又は法人は、「みたか社協だより」広告掲載申込書（様式1）または「ゆりかご」及び「ゆりかご mini」広告掲載申込書（様式4）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。
- 7 会長は、前条による申込書を受理したときは、速やかに申込書に基づいて広告掲載内容を審査して広告掲載の可否を決定し、その旨申請者に通知（様式2・様式5）するものとする。
- 8 社協だより等に広告を掲載する団体又は法人は、本会が発行する請求書（様式3・様式6）のとおり、指定した日までに広告料を本会に納めなければならない。なお、「みたか社協だより」の広告の年間掲載料は、一括で支払うことができる。
- 9 「みたか社協だより」に掲載する広告の料金は次の表のとおりとする。

(1) 単発掲載料金（1回のみ）

単位：円（税込み）

面	仕様	1コマ（縦4cm×横8cm）		2コマ（要相談）		3コマ（要相談）	
		法人会員	非法人会員	法人会員	非法人会員	法人会員	非法人会員
1	カラー	25,000	30,000	45,000	55,000	—	—
2・3	モノクロ	10,000	15,000	15,000	25,000	25,000	35,000
	カラー	13,000	18,000	18,000	28,000	28,000	38,000
4	カラー	15,000	20,000	30,000	35,000	—	—

## (2) 年間掲載料金 (年4回)

単位：円 (税込み)

面	仕様	1 コマ (縦 4cm×横 8cm)		2 コマ (要相談)		3 コマ (要相談)	
		法人会員	非法人会員	法人会員	非法人会員	法人会員	非法人会員
1	カラー	88,000	108,000	178,000	198,000	—	—
2・3	モノクロ	34,000	54,000	70,000	90,000	106,000	126,000
	カラー	44,800	64,800	80,800	100,800	116,800	136,800
4	カラー	52,000	72,000	106,000	126,000	—	—

※ 法人会員の年間掲載料金＝非法人会員の年間掲載料金－20,000

非法人会員の年間掲載料金＝(単発1コマ単価×4回)×0.9

10 「ゆりかご」及び「ゆりかご mini」に掲載する広告の料金は次の表のとおりとする。

「ゆりかご」掲載パターン別広告料単価表

単位：円 (税込み)

	掲載場所		大きさ	広告料 (1コマ)	
				法人会員	非法人会員
(1)	ゆりかご	裏表紙	縦 14.85cm×横 21cm	20,000	25,000
	ゆりかご mini	裏面	縦 14.85cm×横 21cm		
(2)	ゆりかご	表紙裏面・裏表紙裏面	縦 14.85cm×横 21cm	10,000	15,000
	ゆりかご mini	中面	縦 7.4cm×横 10.5cm		

11 社協だより等に掲載する広告の内容、掲載場所については、年度毎に調整する。なお、同時期に同じ掲載場所に申込が多数の場合は、抽選により掲載広告を決定する。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。